

島根県高等学校体育連盟賞表彰規程

| | | | | | | | | |
|---|------|------|---|-------|------|---|------|------|
| 昭 | 47.2 | 制 定 | 平 | 3.4 | 一部改正 | 平 | 27.4 | 一部改正 |
| | 57.4 | 一部改正 | | 8.4 | 一部改正 | | 28.4 | 一部改正 |
| | 63.4 | 一部改正 | | 11.4 | 一部改正 | | 29.4 | 一部改正 |
| | | | | 13.4 | 一部改正 | 令 | 3.4 | 一部改正 |
| | | | | 15.4 | 一部改正 | | | |
| | | | | 18.4 | 一部改正 | | | |
| | | | | 22.4 | 一部改正 | | | |
| | | | | 23.4 | 一部改正 | | | |
| | | | | 25.12 | 一部改正 | | | |

(趣 旨)

第1条 本規程は、本県高等学校体育連盟加盟校の生徒、教職員及び外部指導者（県高体連届出外部指導者）で、高校スポーツの向上発展に寄与した者を表彰し、その功績をたたえるため定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰としては、次の各号を定める。

- 1 高体連特別優秀選手賞（以下「特別優秀選手賞」という）
- 2 高体連優秀選手賞（以下「優秀選手賞」という）
- 3 高体連優秀指導者賞（以下「優秀指導者賞」という）
- 4 高体連功労賞（以下「功労賞」という）

(選考方法)

第3条 受賞者選考のため選考委員会を設置する。

第4条 選考委員は高体連常任理事をもって充てる。

第5条 受賞者は選考委員会において決定し、理事会に報告する。

(選考基準)

第6条 次の各賞について、各号に該当する者から受賞者を選考する。

- 1 特別優秀選手賞は、次の（1）（2）号のいずれかに該当し、かつ（3）号に該当する者から選考する。
 - （1）統括競技団体から日本代表として推薦され国際大会へ出場した選手。
 - （2）全国大会で優勝し、団体においては大会にエントリーされた選手。
 - （3）本連盟に加盟する専門部から推薦され、当該校長が人物学業ともに良好と認める生徒。
 - （4）会長が特に功績顕著と認めた選手。
- 2 優秀選手賞は、次の（1）（2）号のいずれかに該当し、かつ（3）号に該当する者から選考する。
 - （1）中国大会（中国高校選手権、全国選抜中国予選及び中国新人大会）で優勝又は全国大会（全国高校総体、全国高校定通大会、全国高校選抜及び全国高校選手権）で8位以内に入賞し、団体においては大会にエントリーされた選手。但し、特別優秀選手賞の受賞者は除くものとする。
 - （2）全国的な権威のある体育団体から優秀選手として指名された選手又は特に表彰に値する功績をあげた選手。但し、原則として前号の大会とする。
 - （3）本連盟に加盟する専門部から推薦され、当該校長が人物学業ともに良好と認める生徒。
 - （4）会長が特に功績顕著と認めた選手。
- 3 優秀指導者賞は、次の各号に該当する者から選考する。
 - （1）特別優秀選手賞又は優秀選手賞に該当する個人及び団体の指導に功績があった指導者で専門部及び当該校長から推薦された教職員及び外部指導者。
 - （2）会長が特に功績顕著と認めた指導者。

4 功労賞は、次に該当する者から選考する。ただし、特別優秀選手賞および優秀選手賞に該当しなかった者を対象とする。

3年間部活動に精励し、出席（3年間皆勤・精勤またはそれに準ずる）および学業が良好と認められ、校長が推薦した3年生の生徒。なお、推薦は一校につき1名以内とする。

（表彰）

第7条 特別優秀選手賞および優秀選手賞の表彰は、毎年度行う。ただし、優秀指導者賞は、同一校同一競技種目1回限りとする。

受賞者には、表彰状並びに副賞を贈呈する。

（規程の改廃）

第8条 本規程の改廃は高体連理事会において行う。

（付則）

第9条 本規程は令和3年4月14日より施行する。